平成２５年（フ）第９６９号
札幌市中央区北４条西７丁目５番地　緑苑第２ビル601号
債務者　河合真由美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７４号
札幌市南区藤野３条５丁目１番17号　ＳＫハウス202号
債務者　高橋　優花
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９８５号
札幌市西区琴似１条１丁目２番１号　ライオンズマンション琴似第５―707号、住民票上の住所札幌市西区琴似１条１丁目７番６―1102号
債務者　新岡　路子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２６号
札幌市南区澄川２条３丁目３番８号　エステート23―101号
債務者　三浦　美紀
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１１号
札幌市豊平区美園９条６丁目１番10号　土門方、住民票上の住所札幌市豊平区美園８条６丁目３番13―202号
債務者　横山　彩乃
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５２号
札幌市中央区南１条西12丁目322番地　ＡＭＳビル202号
債務者　木村　正憲
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６１号
埼玉県所沢市大字下安松1019番地の34、前住所埼玉県所沢市大字松郷67番地の36
債務者　川口　一子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１９８号
相模原市南区新磯野１丁目10番５号　ヴィラ新磯野102
債務者　片倉　　穣
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１９９号
相模原市南区新磯野１丁目10番５号　ヴィラ新磯野102
債務者　片倉　エミ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２０６号
相模原市南区相模台１丁目22番11号　ブライトンヒル２Ｆ
債務者　石本由香梨
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２１６号
相模原市南区相模台７丁目33番18号　伊藤レジデンス201
債務者　井上　翔太
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２１７号
相模原市南区磯部1157番地１　スプリングパークＡ201号
債務者　関野　　豊
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２１８号
相模原市南区磯部1157番地１　スプリングパークＡ201号
債務者　関野　和美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２２４号
神奈川県座間市相模が丘１丁目35番40―402号　プラーズ相模が丘
債務者　齋藤千加夫
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２５０号
大阪府高石市高師浜４丁目４番26号、前住所大阪府高石市高師浜１丁目７番６号
債務者　露口　砂生
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
大阪府羽曳野市南恵我之荘４丁目１番２―203号、前住所大阪府羽曳野市島泉５丁目13番10号
債務者　村岡　祥行
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５６５号
堺市南区晴美台１丁30番２―702号、前住所堺市南区晴美台１丁30番２―301号
債務者　細川　典子（旧姓踞尾）
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係